（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年三月十八日に東京で

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第百十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十六年三月十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十六年四月四日　外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成26年3月19日	2013年5月13日	TZ0830830

○文化庁告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として佐渡市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月四日　文化庁長官　青柳　正規

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧佐渡鉱山採鉱施設 大立竪坑櫓	三基	平成二十四年十二月二十八日文部科学省告示第百七十八号	株式会社ゴールデン佐渡	新潟県佐渡市下相川一三〇五番地	新潟県佐渡市下相川、同相川宗徳町
大立竪坑捲揚機室	一棟				
道遊坑及び高任坑	一所				
高任粗砕場	一棟				
高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード	一棟				
電車庫（機械工場）	一棟				
間ノ山上橋					
間ノ山下橋					

○農林水産省告示第五百七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月四日　農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年八月三日　第七十一号

二　登録認定機関の名称及び住所
公益社団法人秋田県農業公社　秋田県秋田市山王四丁目一番二号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域
秋田県

(2)　認定を行う事業所の所在地
秋田県秋田市山王四丁目一番二号

○農林水産省告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月四日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市繋字湯ノ舘三六の一、一五二の二、一五二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯ノ舘三六の一・一五二の二・一五二の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月四日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字野尻字大内二五二五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年四月四日　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町岡別府字早馬九二二の四、九二五の一、九二六、九二六の二、九二七の一、持留字東二六二、二六三の一、二六四の二、二六九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月四日　農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市上郷町平倉四一地割四七の二九・四七の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月四日　農林水産大臣　林　芳正